

2022 年 3 月 4 日

株主各位

東京都墨田区錦糸三丁目 2 番 1 号
三井金属エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 青木 一彦

株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である三井金属鉱業株式会社（以下「三井金属」といいます。）から、2022 年 3 月 4 日付で、会社法第 179 条の 3 第 1 項の規定により、当社の株主の全員（但し、当社及び三井金属を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を三井金属に売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行う旨の通知を受け、同日開催の当社の取締役会において、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所
名称：三井金属株式会社
住所：東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号
2. 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。

3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

三井金属は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき1,320円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2022年3月25日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について三井金属が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

以上

公告中断についての追加公告

2022年3月22日 22時53分から23時41分までの間、当社サーバ障害のため公告を中断しました。